

第4次羽生市子ども読書活動推進計画

令和8年3月

羽生市教育委員会

はじめに

「四里の道は長かった。その間に青縞の市の立つ羽生の町があった。……。」の書き出しで始まる、明治の文豪、田山花袋の名作『田舎教師』は、羽生の自然や風物、人間模様を描いており、今もなお羽生で生きる人々から愛され、大切にされています。この作品に限らず、大切にしたい本、お気に入りの絵本、影響を受けた本など、思い出の一冊が誰にとってもあるのではないのでしょうか。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。しかし、最近の子どもたちを取り巻く社会環境の変化による「活字離れ」「読書離れ」は、大きな課題となっており、社会全体で読書活動の推進に取り組むことが必要となってきました。このような現状を踏まえ、本市では平成23年3月に「羽生市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後も基本方針を引き継ぎながら改定を重ね、様々な取組を進めてまいりました。

この度、現行の第3次計画期間が令和7年度に満了することから、これまでの成果と課題を踏まえて第3次計画の見直しを図り、令和8年度から3年間の方針をまとめた「第4次羽生市子ども読書活動推進計画」を策定しました。家庭や学校、図書館、地域等の社会全体で、本市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができ、子ども自身が読書の良さを知ることができるよう、市民と一体となって本計画に沿って取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重な御提言をいただきました「第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

羽生市教育委員会教育長 川島規行

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の位置づけ	3
第2章 第4次羽生市子ども読書活動推進計画の基本方針	
1 基本方針	4
（1） 家庭・地域における読書活動の推進	4
（2） 学校等における読書活動の推進	4
（3） 図書館における読書活動の推進	4
（4） 子どもの個性に合った読書活動の推進	4
（5） 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備	4
2 財政上の措置	5
第3章 第3次計画における取組結果及び課題	
1 家庭・地域における読書活動の推進	6
（1） 家庭における読書活動の推進	6
（2） 地域における読書活動の推進	7
2 学校等における読書活動の推進	8
（1） 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の読書活動の推進	8
（2） 小学校、中学校の読書活動の推進	9
3 図書館における読書活動の推進	11
4 子どもの個性に合った読書活動の推進	12
5 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備	13
第4章 数値目標	15

第5章 子どもの読書活動推進のための取組	
1 家庭・地域における読書活動の推進	19
(1) 家庭における読書活動の推進	19
(2) 地域における読書活動の推進	19
2 学校等における読書活動の推進	20
(1) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の読書活動の推進	20
(2) 小学校、中学校の読書活動の推進	20
3 図書館における読書活動の推進	22
4 子どもの個性に合った読書活動の推進	23
5 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備	24
用語の解説	25

【資料編】

1 アンケート調査の集計結果	
(1) 市内保育園(所)・認定こども園・幼稚園を利用している乳幼児の 保護者へのアンケート調査結果	28
(2) 小中学生へのアンケート調査結果	32
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	38
3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	41
4 羽生市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	46
5 第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定委員	48
6 第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定経緯	48

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備、少子高齢社会の到来、急速なグローバル化の進展、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく変換していく中で、子どもたちは社会の変化に対応し、自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

こうした中、全ての子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付け、表現力や創造力、豊かな心を育むために子どもの読書環境の整備を推進していきます。

2 計画策定の背景

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書環境の整備や読書活動の推進は国や地方自治体の責務であることを明記しました。そしてこの法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後改定を重ね、令和5年3月に第五次計画を策定しました。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条に、都道府県や市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないことが明記されていることから、県は平成16年3月に「埼玉県子供読書活動推進計画」を策定し、その後改定を重ね、令和6年7月に第五次計画を策定しました。

さらに、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定されたことなど、読書活動を取り巻く状況は変化し続けています。

本市では、平成23年3月に「羽生市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後改定を重ね、令和3年3月に第3次計画を策定し、子どもの読書環境の整備、充実に努めました。

令和8年3月をもって第3次計画の計画期間である5年間の終了すること

から、これまでの成果を検証し、引き続き、家庭や学校、図書館、地域等の社会全体で子どもの自主的な読書活動を支える環境を整えるため、「第4次羽生市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

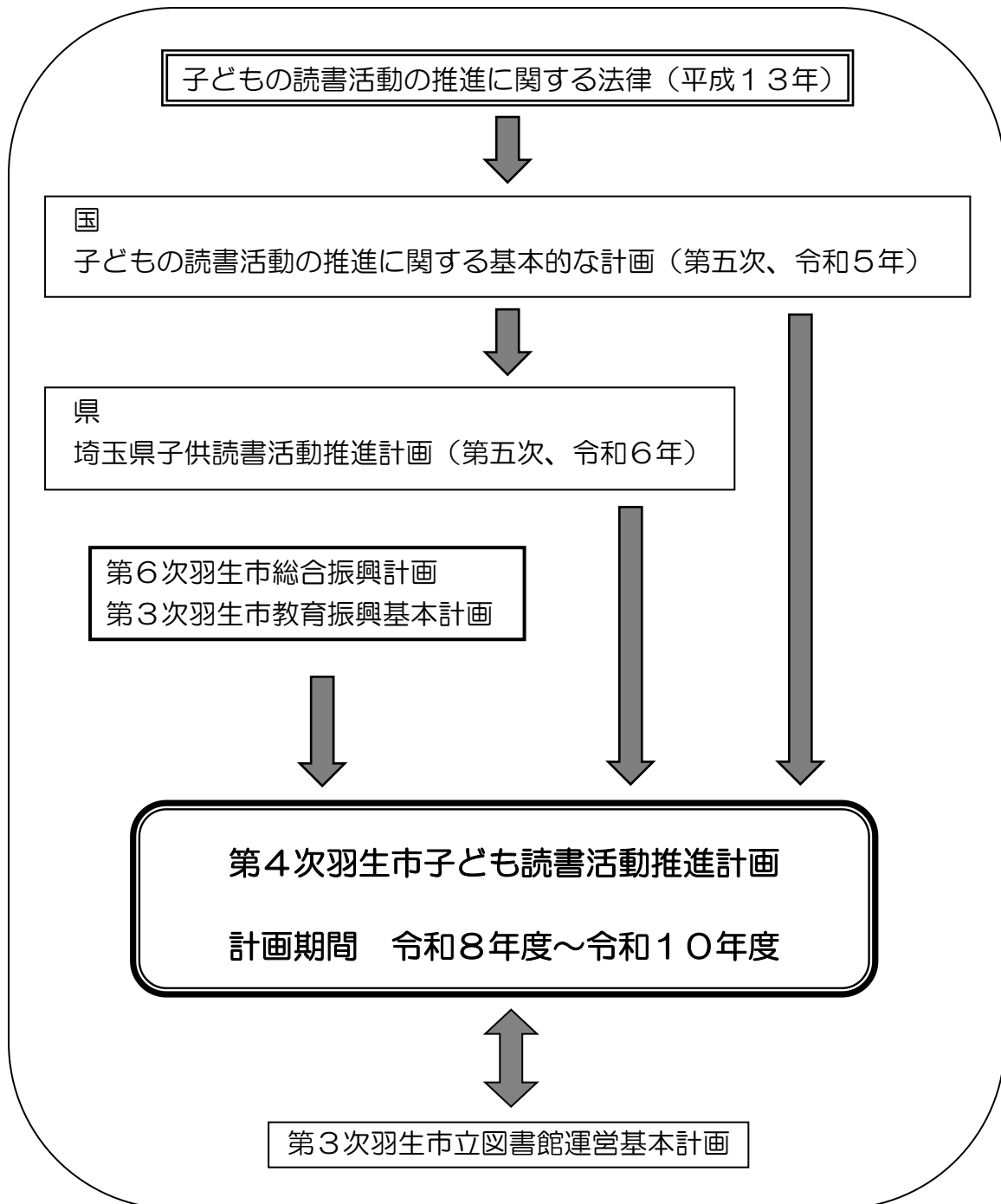
3 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもを対象とします。また、子どもの読書活動に関わる全ての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

4 計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とします。なお、国、県の動向及び社会環境の変化に応じて検討し、適宜見直しを行います。

5 計画の位置づけ



第2章 第4次羽生市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 基本方針

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう本計画の基本方針を次のとおりとします。そして、本市の全ての子どもの読書活動の充実に努めるため、様々な施策に取り組んでいき、子どもの読書活動の習慣化を推進します。

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

家庭や地域で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、子どもが本を好きになるきっかけ、保護者が読書に関心を持つきっかけとなる機会を提供します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子どもたちが発達段階に応じて、絵本や物語等に親しみ、想像力や表現力を豊かにできる環境を整備します。また、園児、児童、生徒が自主的、自発的に読書活動ができるよう、読書に親しむ機会の充実と環境の整備を図ります。

(3) 図書館における読書活動の推進

子どもたちが読書を通して豊かな心を育み健やかに成長できるよう、図書館は関係機関と連携して、「読書の楽しさ」「知ることの喜び」を感じる事業の充実を図ります。

(4) 子どもの個性に合った読書活動の推進

障がいの程度や、日本語を母国語としないなど、読み書きに特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性を考慮した支援に努めます。

(5) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備

家庭、地域、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、図書館をはじめとする関係行政機関、民間団体等が相互に連携協力し、子どもの読書活動に関する総合的な啓発と本計画の周知を図り、推進体制の整備に努めます。

2 財政上の措置

本計画に掲げる各種取組を実施するために、その役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。また、本計画の推進のため、役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう、国や県に働きかけます。

第3章 第3次計画における取組結果及び課題

1 家庭・地域における読書活動の推進

※根拠となる数値は、【資料編】アンケート調査の集計結果によります。

(1) 家庭における読書活動の推進

ア 数値目標達成状況

○不読率（小・中学生）…過去1か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合

令和2年度	令和4年度	目標値	令和7年度
小学生 5.6% 中学生 5.0%	小学生 4.8% 中学生 4.3% (高校生20.6%)	小学生 3.6% 中学生 3.3%	小学生 8.6% 中学生 7.5% (高校生26.7%)

○1か月間に5冊以上本を読む子どもの割合（小・中学生）

令和2年度	令和4年度	目標値	令和7年度
小学生 46.8% 中学生 23.6%	小学生 37.6% 中学生 22.4% (高校生18.3%)	小学生 56.1% 中学生 28.3%	小学生 41.9% 中学生 18.0% (高校生11.4%)

○週1回以上本を読み聞かせする保護者の割合（未就学児の保護者）

令和2年度	令和4年度	目標値	令和7年度
65.5%	63.7%	78.7%	75.0%

○家庭に子どものための本（おうち図書館）がある保護者の割合
（未就学児の保護者）

令和2年度	令和4年度	目標値	令和7年度
95.5%	96.3%	100%	99.6%

イ 取組状況

○乳幼児が本に出合えるきっかけとなるブックスタート事業^{※1}・セカンドブック事業^{※2}を市立図書館が保健センターにおいて実施し、読書習慣の早期確立につなげました。

○家庭での読書習慣が身につくよう、子どもの目に付くところ、手の届くところに、子どものための本がある環境（おうち図書館）を推奨しました。

○市立図書館と一部の公民館において、ボランティアと協力し、「(ちいさな)おはなし会^{※3}」を開催しました。

ウ 現状と課題

小中学生へのアンケートによると、読書冊数が0冊である割合が前回調査時と比べて小学生では3.0%増となり、中学生では2.5%増となっています。また、1か月に5冊以上本を読んでいる割合は、前回調査時と比べて小学生では4.9%減、中学生で5.6%減となっており、小中学生の不読率、読書率はどちらも改善が見られませんでした。

なお、過去1か月で1冊も読まなかった理由では、本を読む習慣がない、読みたい本がない・見つからない、という意見があります。読書習慣を身に付けるきっかけ作りや働きかけが課題となります。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園を利用している保護者へのアンケートによると、回答数の99.6%の保護者が読み聞かせの経験があり、75.0%が週1回以上の読み聞かせを行っています。読み聞かせが子どもにとって大事であることを認識し、親子で読書に親しんでいることが分かります。

子どもが進んで読書をするには、保護者の読書に対する意識と保護者自身の読書や子どもへの読み聞かせが重要であることが分かります。引き続き、保護者を巻き込んだ読書習慣、子どもが家庭で読書に親しむ環境を整えられるよう啓発していくことが課題となっています。

(2) 地域における読書活動の推進

ア 数値目標達成状況

○公民館での親子が参加できるおはなし会等の実施館数

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
4館	4館	9館	4館

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

イ 取組状況

○ボランティア等の協力を得ながら、4公民館でおはなし会等を開催いたしました。

○9公民館全てで図書室での子どもたちへの本の貸出しを行っています。
また、公民館ロビーに本棚を設置し、図書ボランティア等による新しく

入荷した本やお勧め本の紹介コーナーを作るなど、来館者が気軽に本に触れられる環境をつくりました。

○市庁舎1階ロビーへの本棚の設置を継続し、子どもたちが気軽に本を手にとれる環境となっています。

ウ 現状と課題

全ての公民館では、地域のボランティアの協力により図書室を運営しています。

おはなし会や読み聞かせを実施する公民館の増加が、課題として挙げられます。

また、小中学生のアンケートから市立図書館に行かない理由として、「遠いので1人で行くことができない 26.5%」、「家族や友人に誘われることがない 20.4%」、「場所が分からない 19.2%」と3つの理由の合計が66.1%となっています。前回調査時の54.9%より11.2%増となっており、子どもたちにとって身近な距離に読書できる施設がないことが読み取れます。

読書環境の整備を推進する上で、子どもたちが歩いて行ける距離にある読書ができる施設として公民館図書室の周知等が課題となっています。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の読書活動の推進

ア 数値目標達成状況

○保育士・認定こども園教諭・幼稚園教諭の子どもの読書活動推進に向けた研修の実施・参加率

令和元年度	令和4年度	目標値	令和7年度
15.4%	7.6%	18.4%	16.6%

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園の図書貸出実施所（園）数

令和元年度	令和4年度	目標値	令和7年度
7所（園）	5所（園）	13所（園）	5所（園）

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園での年齢に応じた絵本や紙芝居を取り入れた保育の実施所（園）数

令和2年度	令和4年度	目標値	令和7年度
12所（園）	13所（園）	13所（園）	9所（園）

*令和4年度末で第4保育所が休所となったこと及び令和7年度の統廃合により公立保育所数に変更となりました。

イ 取組状況

○年齢に応じた絵本や紙芝居等を取り入れた保育を継続、実施しており、家庭への絵本の貸出を行っています。

○園だより等での絵本の紹介や読書に関するお知らせをしたり、保護者が集まる機会に家庭での読み聞かせを啓発したり、保護者へ子どもの読書活動の習慣化につながるような推進をしています。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園では、限られた図書スペースの中で季節ごとのレイアウトやお勧めの絵本、子どもたちが手に取りやすい配置など工夫をしています。

ウ 現状と課題

保育所（園）・認定こども園・幼稚園において、絵本や紙芝居の読み聞かせが継続的に実施され、教室や保育室内には図書コーナーを設置しています。子どもたちが、身近に絵本を親しむことができる環境にいることがうかがえます。

しかし、図書コーナーのスペースは限られており、各所（園）の実情に合った工夫が求められます。子どもたちがさらに（絵）本に親しむために、本の選択や読み聞かせに関連した研修の機会を設ける必要があります。

(2) 小学校、中学校の読書活動の推進

ア 数値目標達成状況

○朝読書、読み聞かせの活動を実施している学校数

*令和7年度に小学校再編成により、市内の小学校数が11校から9校に変更となりました。

朝読書

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
小学校 11校 中学校 3校	小学校 9校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 3校 中学校 3校

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

読み聞かせ

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
小学校 11校 中学校 3校	小学校 10校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 6校 中学校 0校

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

○図書標準^{※4}を達成している学校数

令和2年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
11校	10校	14校	7校

*令和2年度の値は、前年度末時点の数値となります。

*令和元年度末時点より減少していますが、学級数変更などにより目標値が変わったことによるものです。

イ 取組状況

○小中学校の授業で、読書指導や学校図書館活用のための年間指導計画を作成し、学年や時期による計画に基づいた取組をしています。

○中学校への進学後に子どもの読書量が減らないよう、読書月間・読書貯金・読書ビンゴ・読書スタンプラリーなど学校ごとに特色ある取組を実施しています。

○司書教諭と学校図書館司書が連携し、学校図書館の活性化に取り組んでいます。また、学校司書による専門性を活かした学習や教科関連図書の選定、収集に努めました。

○学校図書の図書標準を7校で達成いたしました。

○障がいのある子どもへの読書指導を進められるように、DAISY図書^{※5}や拡大図書等の収集を5校（令和6年度）で実施しています。

ウ 現状と課題

小中学生へのアンケートで、学校での読書活動をきっかけとして、本を読む時間や回数が増えた児童・生徒は小中学校ともに半数以上であり、朝読書等の効果が見られます。また、子どもたちの読書意欲を喚起するよう、各校で特色のある取組を実践しています。

しかし、全体では不読率の改善がみられないことから、どのように小中学生の読書活動を支援していくかが課題となっています。

3 図書館における読書活動の推進

ア 数値目標達成状況

○市立図書館の児童向け図書の貸出冊数

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
88,933冊	92,106冊	90,000冊	75,501冊

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値といたします。

○市立図書館が実施した団体貸出^{※6}を利用した保育所（園）・認定こども園・幼稚園数、小中学校数、公民館数

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
1所（園）	2所（園）	13所（園）	0所（園）
小学校11校	小学校10校	小学校11校	小学校11校
中学校0校	中学校0校	中学校3校	中学校0校
公民館1館	公民館1館	公民館9館	公民館4館

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値とする。

○市立図書館で実施するおはなし会の年間延べ参加人数

令和元年度	令和4年度	目標値	令和6年度末
1,153人	198人 (コロナ対策による 人数制限があったため)	1,380人	782人

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和元年度の数値とする。

イ 取組状況

○子どもたちの知的欲求を満たす魅力のある良質な本やヤングアダルト図書^{※7}の選定、収集を行いました。

○ボランティアと連携して、年齢や季節に応じた「おはなし会」や小学3年生を対象としたブックトーク^{※8}を継続して実施しました。

○図書紹介リーフレットを、図書館、学校、保育所（園）、認定こども園、幼稚園を通じて配布し、広報活動を行いました。

○職場体験や社会科見学、「一日図書館員」のイベントを通して、図書館への関心を高めるとともに理解促進を図りました。

○障がいに応じた点字絵本などの資料や日本語を母国語としない子どもに向けた外国語図書の収集を行いました。

○毎月第1・3金曜日の「ちいさなおはなし会」の前後の時間を、読み聞かせスペースとして開放しました。

ウ 現状と課題

保健センターで毎月実施している10か月児健康診査及び3歳児健康診査に合わせ、絵本のプレゼントやお勧め絵本のリスト、図書館利用案内などを配布する「ブックスタート」事業、「セカンドブック」事業を実施するとともに、乳幼児と保護者のための「ちいさなおはなし会」を定期的で開催しています。

しかし、保護者へのアンケートによると、市立図書館にほとんど子どもを連れて行かないと50.4%の保護者が答えています。市立図書館で子どもの絵本や紙芝居を借りたことがある保護者は52.1%ですが、おはなし会などに参加したことがある保護者は28.3%となっており、日常的に図書館を利用していないことが分かります。

また、小中学生のアンケートから市立図書館に行かない理由として、「遠いので1人で行くことができない 26.5%」、「家族や友人に誘われることがない 20.4%」、「場所が分からない 19.2%」と3つの理由の合計が66.1%となっています。前回調査時の54.9%より11.2%増となっております。【再掲】

図書館をより身近な存在として感じてもらい、保護者と子ども両者の利用増につながる、さらなる啓発が課題となります。

さらに、団体貸出を利用していない保育所（園）等へ働きかけを行い、図書館資料の活用及び団体貸出の利用を増やすことも課題であります。

4 子どもの個性に合った読書活動の推進

ア 取組状況

○小学校において、外国語図書や障がいのある児童へ読書活動を勧められるよう拡大図書等の収集に努めるなど、読書活動に支援が必要な児童の状況を踏まえて、子どもの個性に合った読書活動の推進をしています。

○図書館では、障がいに応じた点字絵本などの資料や日本語を母国語としない子どもに向けた外国語図書の収集を行いました。【再掲】

イ 現状と課題

子どもの個性に合った資料の収集に努めていますが、障がいの種類や程度、母国語とする言語は様々であり、全てに合わせて資料を充実させることは困難となっています。公立図書館などと連携を図り、相互貸借制度^{※9}によって読書活動の支援に努めること、「りんごの棚^{※10}」設置を推進していくことが課題であります。

5 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備

ア 取組状況

○市立図書館では子どもたちに本への興味を持ってもらうため、本と子どもたちを結び付けるような季節ごとのイベントやおはなし会等を開催しました。また、イベントの案内やおすすめの本を紹介する「図書館だより」を作成し、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小中学校に定期的に配布し、図書館の利用を働きかけました。

○小中学校では、「子ども読書の日^{※11}」、「子ども読書週間^{※12}」に関連付け、「読書祭り」や「読書月間」を設け、家庭での読書を呼びかけ、子ども読書の普及・啓発に努めました。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園で、園だより等での絵本の紹介や読書に関するお知らせをしており、また、保護者が集まる機会を利用して読み聞かせの指導や子ども読書の普及・啓発を行っています。

○図書館職員による小学校3年生への学校訪問で、本の紹介や図書館の利用案内を実施しました。

○市立図書館に来館した児童・生徒へ図書館の案内、館内見学、職場体験を実施しました。

○市立図書館から全小学校の学校図書館への団体貸出を実施しました。また、公民館の要望に応じ団体貸出を実施しました。

○市立図書館において、紙芝居や読み聞かせの講座を実施しました。

イ 現状と課題

積極的に読書活動を行う意欲を高めるために様々なイベントや啓発・広報活動を行いました。

今後も、子どもたちが主体的に参加して楽しみながら読書に親しむことのできる事業を実施するために、様々な方法を検討する必要があります。また、読書習慣を身につけるために保護者への働きかけが課題となります。

地域のボランティアの協力により公民館図書室を運営しており、おはなし会や読み聞かせを実施しています。

遠方などの理由により市立図書館へ行く機会の少ない子どもに向けて、地域の身近なところに、読書ができる環境を整備していくことが重要であることから、おはなし会を実施する公民館の増加及び公民館図書室の周知が今後の課題となります。

第4章 数値目標

「第4次羽生市子ども読書活動推進計画」では、目標達成の基準となる数字の指標を下記のとおり設定いたします。

なお、令和7年4月時点の調査対象施設数は、以下となっています。

種類	施設数	種類	施設数
市立保育所	3所	小学校	9校
私立保育園及び 認定こども園	6園	中学校	3校
私立幼稚園	2園	高等学校	5校
保育所（園）計	11所（園）	公民館	9館
		図書館	1館

1 不読率（小・中・高校生）

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
子ども読書アンケートで過去1か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合	小学生 8.6%	小学生 6.5%
	中学生 7.5%	中学生 5.6%
	高校生 26.7%	高校生 20.0%

*高校生については、新設。

2 1か月間に5冊以上本を読む子どもの割合（小・中・高校生）

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
子ども読書アンケートで過去1か月間に5冊以上本を読んだ子どもの割合	小学生 41.9%	小学生 46.1%
	中学生 18.0%	中学生 21.6%
	高校生 11.4%	高校生 13.6%

*高校生については、新設。

3 週1回以上本を読み聞かせする保護者の割合（未就学児の保護者）

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
子ども読書アンケートで週1回以上本を読み聞かせする保護者の割合	75.0%	100%

4 家庭に子どものための本（おうち図書館）がある保護者の割合
（未就学児の保護者）

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
子ども読書アンケートで家に子どものための本や書棚を設置している保護者の割合	99.6%	100%

5 保育士・認定こども園教諭・幼稚園教諭の子どもの読書活動推進に向けた研修の実施・参加率

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
研修を内部で実施、または外部研修へ参加した保育所（園）・認定こども園・幼稚園の割合	16.6%	17.9%

6 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の図書貸出実施所（園）数

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
家庭への図書貸出を実施している保育所（園）・認定こども園・幼稚園の所（園）数	5所（園）	11所（園）

7 保育所（園）・認定こども園・幼稚園での年齢に応じた絵本や紙芝居を取り入れた保育の実施所（園）数

目標項目	現 状 (令和7年度)	目 標 (令和10年度)
年齢に応じた絵本や紙芝居を取り入れた保育の実施数	8所（園）	11所（園）

8 読書時間を確保している学校数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
読書に関する取組を実施している学校数	小学校 9校 中学校 3校	小学校 9校 中学校 3校

*現状は令和6年度に朝読書又は読み聞かせをしている学校数の実績値。結果は以下のとおり。
なお、小学校再編成により、2校については含めていません。

参考

・朝読書：小学校 3校、中学校 3校 ・読み聞かせ：小学校 6校、中学校 0校

9 図書標準を達成している学校数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が定める基準を達成する学校数	7校	12校

*年度末時点で判断する。

10 市立図書館児童書貸出冊数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
市立図書館の児童向け図書の貸出冊数	75,501冊	77,000冊

11 市立図書館が実施した団体貸出^{※6}の利用団体数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
利用団体数	21団体	25団体

12 市立図書館が実施した団体貸出を利用した保育所（園）・認定こども園・幼稚園数、小中学校数、公民館数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
保育所（園）・認定こども園・幼稚園	0所（園）	3所（園）
小学校	11校	9校
中学校	0校	3校
公民館	4館	6館

*令和6年度末時点の学校数：小学校 11校、中学校 3校

13 市立図書館おはなし会等参加人数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
市立図書館で実施するおはなし会等の年間延べ参加人数	782人	821人

14 公民館での親子が参加できるおはなし会等の実施館数

目標項目	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和10年度)
公民館での親子が参加できるおはなし会等の実施館数	4館	9館

第5章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

ア ブックスタート事業・セカンドブック事業

ブックスタート事業は、10か月児健康診査時に絵本を贈り、乳幼児期の読書活動の入口にあたる重要な時期に絵本を通して乳幼児と保護者の絆を深めるとともに、保護者へ読書活動の推進を働きかけ、子どもの読書習慣の早期確立につなげます。

セカンドブック事業は、3歳児健康診査時に子どもへ絵本の紹介冊子を贈り、幼少期から本に親しみ、生涯を通じた読書習慣につなげます。

イ 家読（うちどく）^{※13}の推進

家族で同じ本を読んだり、本の感想等を家族で話し合ったりする機会が増えるよう家庭内での「家読の日」の設定を推進していきます。

ウ おうち図書館の推進

子どもが家庭で自主的に読書活動に励み、家庭での読書習慣を身に付けるためには、子どもの目に付くところ、手の届くところに子どものための本がある必要があることから、引き続き「おうち図書館」を推進していきます。

(2) 地域における読書活動の推進

ア 親子おはなし会の情報提供、利用促進

読み聞かせボランティア団体と連携して、乳幼児とその保護者を対象とする「親子おはなし会」を継続して実施し、保護者と子どもと一緒に本に触れられる機会を提供します。また、おはなし会への参加を促進します。

イ 地域での団体貸出の推奨

公民館や子どもに関する施設で、市立図書館の団体貸出を利用するなどして、子どもたちの身近に本がある環境づくりを進めます。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の読書活動の推進

ア 年齢に応じた絵本や紙芝居等を取り入れた保育の継続、充実

年齢に応じた絵本や紙芝居等を取り入れた保育を引き続き行い、充実させていきます。また、図書館の絵本や紙芝居の団体貸出の利用を促進し、子どもたちの周りに本がある環境づくりに努めます。

イ 保護者への広報、啓発

園だよりなどの媒体を活用して、乳幼児期からの読書や読み聞かせの大切さと各所（園）の取組を伝え、子どもの読書活動の習慣化につなげるよう啓発します。また、読書活動に関する情報を保護者へ発信し、おはなし会や読み聞かせ講座への参加を促進します。

ウ 家庭への絵本の貸出しの実施

家庭への絵本の貸出しを可能とする体制を継続、推進いたします。また保護者が保育所（園）に集まる機会を利用して、保育士や幼稚園教諭による読み聞かせ講座や、絵本の紹介などの啓発を行います。

エ 保育士等の研修への参加

保育士や幼稚園教諭による絵本や紙芝居の読み聞かせのスキルアップのため、県や市で開催する研修会などへの参加を促進します。

オ 小中学校との連携

小中学校との連携を強化し、進学後に子どもの読書量が減らない取組を実施し、子どもの読書活動の習慣化を推進します。

(2) 小学校、中学校の読書活動の推進

ア 小中学校の読書を習慣化する取組

朝読書、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル^{※14}等の各学校の特色ある取組を継続して実施し、子どもたちの読書への関心や意欲を高め、本を読まない子どもの割合を減らすとともに、子どもの読書量の増加を目指します。

読書に親しむ環境作りとして、GIGAスクール構想に基づき1人1台ずつ貸与されている学習パソコンを活用します。

- イ 学校図書館の読書・学習・情報センターとしての充実
学校図書館司書による専門性を活かした助言を受けながら、総合的な学習の時間や調べ学習などでの積極的な活用を図ります。また、司書教諭と学校図書館司書の連携を活かし、本の展示の工夫や紹介など、児童・生徒が読書に親しむことができるよう学校図書館の整備や読書活動の活性化に努めます。
- ウ 学校図書館の蔵書管理、充実及び市立図書館の活用の推進
子どもたちの様々な興味、関心に応えるため、学校図書館司書の助言を受けながら、蔵書の管理、充実に努め、学校図書館の図書標準達成を目指します。また、小中学校での市立図書館の団体貸出の利用を促進します。
- エ 学校図書館管理システムの活用
学校図書館管理システムを活用し効率的な図書の管理を行い、適切な図書資料の充実を図ります。また、貸出しデータを使った読書指導を行い、学校間の相互貸借の利用を促進します。
- オ 読書活動に関する広報等による保護者への啓発
学校だよりや保護者が集まる機会などを通じて、学校での読書活動の様子を伝えて、子どもの読書活動の習慣化につなげるよう啓発します。
また、読書活動に関する情報を保護者へ発信し、学校と家庭が連携を図り、子どもたちの効果的な読書活動を推進します。
- カ 読書活動に支援が必要な子どもに対する読書活動の推進
読書活動に支援が必要な子どもたちの状況や個性などを踏まえて読書指導を進められるよう取り組みます。また、障がい等の状況に応じた環境整備と資料の充実に努めます。
- キ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小中学校との連携
保育所（園）等と小学校及び小学校と中学校の連携を強化し、進学後に子どもの読書量が減らない取組を実施し、子どもの読書活動の習慣化を推進します。
- ク 学校図書館司書、教職員の研修への参加
学校図書館司書、司書教諭を含む教職員の資質向上のための研修への参加を促進します。

3 図書館における読書活動の推進

(1) 多様な図書館資料の充実

子どもたちの図書館利用を促進するため、興味や関心が本に結びつくような展示やイベント、講座等により、知ることの喜びと読書の楽しさを感じるきっかけづくりを実施します。また、児童向け図書の蔵書を整理し、現在の蔵書数を維持、ヤングアダルト図書の選定、収集等の充実を図ります。

(2) 県内公立図書館との相互貸借制度を活用した利用環境の充実

県内公立図書館、国立国会図書館、大学図書館など関係機関との連携を強化し、子どもたちのニーズに対応できる体制づくりを推進します。

(3) 図書館の利用拡大と読書に対する意識啓発

親子が気軽に参加できる講座やおはなし会などの開催によって、来館を促し、身近な存在の図書館として利用拡大を図ります。また、読書離れが指摘される小中学生の年代が求める資料を整備し、本に対する興味を喚起します。

(4) 親子で参加できるイベントの開催

乳幼児の本に親しむ機会を積極的に提供するため、ちいさなおはなし会をはじめとする親子で参加できる事業を開催し、読書の楽しさを子どもたちに伝えます。また、親子で読み聞かせができるスペースを開放いたします。

(5) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小中学校、公民館等への団体貸出の推進

図書の団体貸出を推進することで、各施設の図書の充実を図り、子どもが気軽に本を手にとれるよう読書活動の活性化を目指します。

(6) 社会科見学や職場体験等による図書館の理解促進

学校からの要望に応じ、来館した子どもたちに対して図書館の案内や館内見学、職場体験等を実施します。また、図書館の業務を体験する「一日図書館員」を実施することで、図書館に親しみ、読書への関心を高める機会を提供します。

(7) 多様な子どもたちへの読書機会の提供

点字資料、布絵本、DAISY図書、大活字本^{※15}、LLブック^{※16}、外国語資料等の収集・提供及び「りんごの棚」の普及を図ります。

読書環境の変化を踏まえ、利用しやすい電子書籍やオーディオブックの導入について検討します。

(8) ボランティアとの連携

おはなし会やイベントの協力などに加え、障がいのある子どもたちへのサービスなどにおいても活動できる体制づくりを進めます。また、読み聞かせ等を希望する保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小中学校や地域等へボランティア団体の情報提供を図ります。

(9) 市内小中学校との連携

学校図書館の活性化を図り、子どもたちの読書力と学習力の向上に寄与するため、図書館と学校の連携強化に取り組みます。また、学校図書館担当者や学校司書との積極的な情報交換に努め、教職員の資料選定に対する情報提供や子どもの調べ学習や自主学習の支援、学校への団体貸出の環境整備等を推進します。

4 子どもの個性に合った読書活動の推進

(1) 多様な子どもたちへの読書機会の提供【再掲】

点字資料、布絵本、DAISY図書、大活字本^{※15}、LLブック^{※16}、外国語資料等の収集・提供及び「りんごの棚」の普及を図ります。

読書環境の変化を踏まえ、利用しやすい電子書籍やオーディオブックの導入について検討します。

(2) 子どもの意見を反映する機会の検討

子どもの読書活動を推進していく上で、主体となる子どもたちの意見が反映されるよう検討します。

(3) 県立図書館等との連携（相互貸借等）

県内公立図書館などと連携を図り、各種サービスの紹介や相互貸借により、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。

5 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備

(1) 子ども読書の日等の普及

「子ども読書の日」、「子ども読書週間」に関連付けた広報、イベントを引き続き開催し、子ども読書活動の意義や重要性について、広く啓発、広報を行います。

(2) 子どもの読書活動に関する情報の発信

子どもたちが多様な本に出合えるように、年齢に応じたブックリストなどを作成し、各施設へ配布するとともに、図書館ホームページや市広報、園だより、学校だより等の媒体を活用して、子どもの読書活動の啓発に努めます。特に保護者に重点を置き、家庭を巻き込んだ読書活動に関する広報を行い、保護者の子ども読書活動に対する理解を高めるなど、積極的な情報発信に努めます。

(3) 関係機関との連携、相互協力の強化

団体貸出など、現在行っている取組の充実を図るとともに、図書館と保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、公民館、子育て関連施設、読み聞かせボランティアなどと子どもの読書活動を推進するための交流、支援を行い、連携を深めます。

(4) 図書館職員やボランティア団体による学校訪問（ブックトーク）の充実

図書館職員が小中学校を訪問し、本の紹介・図書館の利用案内を行います。また、ボランティア団体の協力により、学校の要望に応じて実施します。

(5) 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとするため、第3次計画の目標達成状況や第4次計画アンケートの集計結果を関係各所へ周知するとともに、定期的に本計画の進捗状況を確認します。

『用語の解説』

※1 【ブックスタート】

赤ちゃんの言葉と心を育むため赤ちゃんと一緒に、絵本を通してあたたかなひとときを持つことを応援する活動。1992年にイギリスで始まった。本市では保健センターで実施している10か月児健康診査時に、子どもへの読み聞かせの方法や意義を説明し保護者に絵本を手渡す取組を実施している。

※2 【セカンドブック】

子どもたち自身が読書の楽しさを知り、自発的な読書活動につながるきっかけ作りとして、本市では3歳児健康診査時に、年齢に応じたおすすめ絵本の紹介冊子を贈る取組を実施している。

※3 【(ちいさな) おはなし会】

子どもにお話を読んで聞かせ、本に親しむ機会を提供する。「おはなし会」は幼児・小学生を対象とし、毎月第2土曜日に開催している。「ちいさなおはなし会」は未就学児とその保護者を対象とし、毎月第1・3金曜日に開催している。

※4 【図書標準】

文部科学省の定める「学校図書館図書標準」(文初小第209号平成5年3月29日文部省初等中等教育教育長通知)による学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

※5 【DAISY図書】

Digital Accessible Information Systemの略。「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。

※6 【団体貸出】

団体利用者に対して、図書館資料を貸し出すこと。本市では、市内の施設、学校等で資料利用申込みのあった団体へ、本、雑誌あわせて一団体1か月につき100冊貸し出している。

※7【ヤングアダルト図書】

子どもから大人への転換期にあたる13歳から18歳の中高生代向けの図書。

※8【ブックトーク】

一定のテーマにそって数冊の本を複数の聞き手に紹介し、読書啓発と本の案内を行うもの。本市では図書館職員やボランティアが小学校を訪問し、本の面白さを伝える活動をしている。

※9【相互貸借制度】

図書館法第3条第1項第4号に基づき提供される図書館サービスのひとつ。他の図書館の所蔵資料を互いに貸借し活用することで単館での資料不足を補い、図書館利用者に対するサービスの向上を図るもの。

※10【りんごの棚】

スウェーデンで生まれたインクルーシブな図書館サービスのひとつ。特別なニーズのある子どもに読書の喜びを知ってもらう取組。大活字本、点字資料、DAISY図書、LLブック等の障がいのある子どもに対する資料を中心に、障がいのある子どもが登場する絵本や大人向けに書かれた障がいを理解するための本も置かれている。

※11【子ども読書の日】

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定。

※12【こどもの読書週間】

4月23日～5月12日。公益社団法人読書推進運動協議会により制定。

※13【家読（うちどく）】

「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で読みたい本を選び、同じ時間を家族で共有し、読んだ本について感じたことを話し合う活動。

※14【ビブリオバトル】

書評会発表者が、お薦めの本について一定の持ち時間でプレゼンテーションした後、参加者の多数決で一番読みたくなった本を決定する。

※15【大活字本】

弱視の方、高齢の方でも読みやすいように大きな活字を用い、行間等に配慮して組み直した本。通常1冊の本を数冊に分けて出版される。

※16【LLブック】

LLはスウェーデン語の Lattlast(レットラスト:読みやすい)の略称。知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいように、写真や絵、絵文字、記号などを用い短い言葉などで構成された本。北欧を中心に普及しており、日本でも障がい者の支援団体などが制作している。

【 資 料 編 】

1 アンケート調査の集計結果

(1) 市内保育園（所）・認定こども園・幼稚園を利用している乳幼児の保護者へのアンケート調査結果

調査対象 市内保育園(所)・認定こども園・幼稚園を利用している乳幼児の保護者
1, 353人

調査期間 令和7年7月1日(火)～令和7年7月22日(火)

※注意事項 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。
※前回調査期間 令和2年9月9日(水)～令和2年9月25日(金)

子どもの年齢

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
0才	5	2.1%	▲9.5%	11.5%
1才	17	7.1%	6.5%	0.6%
2才	37	15.4%	10.1%	5.3%
3才	53	22.1%	11.5%	10.6%
4才	60	25.0%	5.2%	19.8%
5才	56	23.3%	▲1.6%	24.9%
6才	12	5.0%	▲19.1%	24.1%
無回答	0	0.0%	▲3.2%	3.2%
計	240	100.0%	—	100.0%

質問1 あなたのお子さんは本を読んでいますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
よく読んでいる	133	55.4%	12.1%	43.3%
あまり読んでいない	92	38.3%	▲12.9%	51.3%
まったく読んでいない	15	6.3%	1.7%	4.5%
無回答	0	0.0%	▲1.0%	1.0%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問2 あなた(保護者)は、1か月で本を何冊読みますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
0冊	125	52.1%		
1～2冊	73	30.4%		
3～4冊	16	6.7%		
5～6冊	10	4.2%		
7～9冊	3	1.3%		
10冊以上	13	5.4%		
無回答	0	0.0%		
合計	240	100.0%		

※前回調査時と冊数の分け方が異なるため、「前回調査比」・「前回調査」欄は空欄とします。

【前回調査結果】

選択項目	回答数	構成比
0冊	459	44.1%
1～2冊	387	37.2%
3～5冊	110	10.6%
6～9冊	23	2.2%
10冊以上	47	4.5%
無回答	14	1.3%
合計	1040	—

質問3 ご家庭でお子さんに絵本等を、読んであげた（読み聞かせをした）ことがありますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
はい	239	99.6%	1.4%	98.2%
いいえ	1	0.4%	▲0.9%	1.3%
無回答	0	0.0%	▲0.5%	0.5%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問4 「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。その理由についてお聞かせください。（複数回答可）

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
読んであげる時間がない	0	0.0%	▲6.3%	6.3%
子どもが嫌がる	0	0.0%	▲6.3%	6.3%
本がない	0	0.0%	▲6.3%	6.3%
自分が本を読む習慣がない	1	50.0%	43.8%	6.3%
テレビやビデオがあるから	1	50.0%	43.8%	6.3%
自分が読み聞かせをしてもらったことがない	0	0.0%	▲6.3%	6.3%
その他	0	0.0%	▲6.3%	6.3%
無回答	0	0.0%	▲56.3%	56.3%
合計	2	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述 なし

質問5 初めて絵本等を読んであげたのは、お子さんが何歳くらいのときですか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
0歳	196	81.7%	8.4%	73.3%
1歳	32	13.3%	▲3.6%	16.9%
2歳	8	3.3%	▲3.3%	6.6%
3歳	2	0.8%	▲1.1%	1.9%
4歳	1	0.4%	0.4%	0.0%
5歳以上	1	0.4%	0.2%	0.2%
無回答	0	0.0%	▲1.1%	1.1%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問6 読み聞かせを始めたきっかけは何ですか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
家族や友人知人にすすめられて	49	20.4%	▲4.7%	25.1%
テレビや雑誌等ですすめられて	31	12.9%	0.3%	12.7%
ブックスタートによって	32	13.3%	▲3.4%	16.7%
図書館や本屋のコーナーを見て	54	22.5%	7.3%	15.2%
保育園（所）・認定こども園・幼稚園で すすめられて	8	3.3%	▲0.4%	3.8%
その他	66	27.5%	3.8%	23.7%
無回答	0	0.0%	▲2.8%	2.8%
合計	240	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・本を好きになってほしいから
- ・読んであげたかったから
- ・自分が読み聞かせをしてもらって育ったから
- ・絵本を通してコミュニケーションを取りたいと思った
- ・兄姉に読み聞かせをしていたので、自然に行っていた
- ・自分（保護者）が本が好きだったので
- ・語彙力を伸ばしたかったから
- ・絵本をプレゼントされたため
- ・子どものころあまり読んでもらったことがなかったから読んであげたいと思った

質問7 どれくらいの頻度で、読んであげますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
毎日	71	29.6%	13.4%	16.2%
週に3・4回	54	22.5%	3.9%	18.6%
週に1・2回	55	22.9%	▲7.8%	30.7%
月に3回以下	53	22.1%	▲6.4%	28.5%
その他	7	2.9%	▲1.5%	4.4%
無回答	0	0.0%	▲1.4%	1.4%
合計	240	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・子どもから読んで欲しいと言われたら
- ・数か月に1回

質問8 1か月で本を何冊読んであげていますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
1～2冊	60	25.0%	▲13.2%	38.2%
3～5冊	71	29.6%	1.6%	28.0%
6～9冊	27	11.3%	▲0.1%	11.3%
10冊以上	82	34.2%	14.3%	19.9%
無回答	0	0.0%	▲2.6%	2.6%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問9 お子さんの読む本は、どのようにして入手していますか。（複数回答可）

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
図書館で借りる	105	26.3%	4.3%	22.1%
書店で買う	186	46.6%	0.9%	45.7%
知人などからもらう（借りる）	58	14.5%	▲3.4%	17.9%
電子書籍を利用する	6	1.5%	▲0.5%	2.0%
その他	44	11.0%	▲0.8%	11.8%
無回答	0	0.0%	▲0.5%	0.5%
合計	399	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・保育園（所）で借りる
- ・園で定期購入
- ・インターネットで購入
- ・通信教育の教材
- ・上の子（兄・姉）の本

質問10 家庭にお子さんのための本がありますか。（おうち図書館を含む。）

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
ある	239	99.6%	4.1%	95.5%
ない	1	0.4%	▲0.7%	1.1%
無回答	0	0.0%	▲3.5%	3.5%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問11 羽生市立図書館に子どもを連れて行きますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
よく行く	43	17.9%	6.6%	11.3%
たまに行く	76	31.7%	2.2%	29.5%
ほとんど行かない	121	50.4%	▲4.8%	55.2%
無回答	0	0.0%	▲3.9%	3.9%
合計	240	100.0%	—	100.0%

質問12 羽生市立図書館や公民館等に子どもの絵本や紙芝居を借りに、行ったことがありますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
羽生市立図書館で借りる	125	52.1%	▲2.4%	56.1%
公民館で借りる	4	1.7%		
借りたことがない	107	44.6%	4.3%	40.3%
その他	4	1.7%	1.7%	0.0%
無回答	0	0.0%	▲3.7%	3.7%
合計	240	100.0%	—	—

主な記述

- ・市外の図書館
- ・姉が借りた本に落書きをしてしまってから借りていない

質問13 市立図書館や公民館等で行っている「おはなし会」などに、参加したことがありますか。

選択項目	回答数	構成比	前回調査比	前回調査
羽生市立図書館で参加したことがある	70	28.3%	4.9%	28.3%
公民館で参加したことがある	12	4.9%		
参加したことがない	165	66.8%	▲1.3%	68.1%
その他	0	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	▲3.7%	3.7%
合計	247	100.0%	—	—

質問14 自由記述

(人に紹介したい本、お子さんのための工夫、羽生市立図書館等への要望、等)

主な記述

○人に紹介したい本

- ・パンどろぼうシリーズ
- ・バムとケロシリーズ
- ・大ピンチずかん
- ・ごめんやさいシリーズ
- ・だるまさんシリーズ

○お子さんのための工夫

- ・劇団員並みに登場人物になりきる
- ・親が本を読む姿を見せる、紙の本を読むようにしている
- ・小さい頃から絵本を読み聞かせる、寝る前の読み聞かせ
- ・絵本は自分で取れる場所にたくさん置いておく
- ・読書の習慣をつけてほしいので、2週間に1回図書館に行くようにしている

○羽生市立図書館等への要望

- ・ある程度の年齢別に絵本を分けてもらいたい、お話会も何歳向けかわかりやすくしてほしい
- ・閉館時間を1時間遅らせてもらえると、フルタイムで働く母親は利用しやすくなる
- ・アンパンマンシリーズや人気の本は傷んでいることが多いので、新しくしてもらえると安心して読むことができる
- ・人気の本はなかなか借りられないので、推薦図書やおすすめの本は複数冊あると助かります
- ・仕掛け絵本やペープサート(紙人形劇)があると読み聞かせの時間が楽しくなると思う
- ・羽生市立図書館は暗い、スタッフの対応が悪い、資料が汚い、読みたい本がない為、まずは自ら行きたくなるような図書館施設、環境を整えるべきだと思います

(2) 小中学生へのアンケート調査結果

調査対象 市内小中学生 784人 (小学校5年生 402人 中学校2年生 382人)

調査期間 令和7年7月1日(火)～令和7年7月22日(火)

※注意事項 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

※前回調査期間 令和2年9月7日(月)～令和2年9月18日(金)

質問1 あなたは本を読むことが好きですか。

選択項目	総計		小学校		中学校		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
好き	164	27.2%	90	27.7%	74	26.5%	▲11.2%	38.3%
どちらかといえば好き	280	46.4%	149	45.8%	131	47.0%	6.7%	39.7%
どちらかといえばきらい	120	19.9%	63	19.4%	57	20.4%	4.6%	15.3%
きらい	40	6.6%	23	7.1%	17	6.1%	▲0.0%	6.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	604	100%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問2 質問1で「3.どちらかといえばきらい、4.きらい」と答えた人にお聞きします。
その理由はどんなことですか？(いくつでも選択できます。)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
時間がない	19	9.0%	8	7.0%	11	11.3%	0.8%	8.3%
読みたい本がない	120	56.9%	61	53.5%	59	60.8%	32.6%	24.3%
読みたいという気持ちが 出てこない	59	28.0%	36	31.6%	23	23.7%	▲28.3%	56.3%
その他	13	6.2%	9	7.9%	4	4.1%	▲3.1%	9.2%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲1.9%	1.9%
合計	211	100.0%	114	100.0%	97	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・つまらない ・野球で忙しくて読めない ・長い文を読むのが苦手 ・面白くない
- ・図書室がなかなか開かない ・気分が変わる ・読むのは面倒くさい

質問3 あなたが小さいとき、家の人や保育所(園)、認定こども園、幼稚園の先生などに
本を読んでもらったことがありますか。

選択項目	総計		小学校		中学校		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
よくあった	334	55.3%	169	52.0%	165	59.1%	▲0.4%	55.7%
たまにあった	177	29.3%	101	31.1%	76	27.2%	2.4%	26.9%
あまりなかった	39	6.5%	23	7.1%	16	5.7%	3.6%	2.8%
なかった	12	2.0%	9	2.8%	3	1.1%	1.1%	0.9%
おぼえていない	42	7.0%	23	7.1%	19	6.8%	▲6.7%	13.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問4 あなたは、最近(1年くらい前～今日)家や学校などで読み聞かせをしてもらった
ことがありますか。

選択項目	総計		小学校		中学校		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
してもらったことがある	161	26.7%	141	43.4%	20	7.2%	▲10.3%	37.0%
してもらったことがない	309	51.2%	117	36.0%	192	68.8%	11.6%	39.6%
おぼえていない	134	22.2%	67	20.6%	67	24.0%	▲0.6%	22.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.6%	0.6%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問5 あなたは本を読むとき、どこで読むことが多いですか。(複数回答可)

選択項目	総計		小学校		中学校		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
教室	394	35.7%	180	29.0%	214	44.2%	0.0%	35.7%
学校の図書室	143	13.0%	112	18.1%	31	6.4%	1.9%	11.0%
図書館	101	9.1%	63	10.2%	38	7.9%	1.0%	8.1%
公民館	15	1.4%	13	2.1%	2	0.4%	0.9%	0.4%
自分の家	413	37.4%	226	36.5%	187	38.6%	▲4.2%	41.6%
友だちの家	15	1.4%	10	1.6%	5	1.0%	▲0.1%	1.5%
その他	23	2.1%	16	2.6%	7	1.4%	0.5%	1.6%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.1%	0.1%
合計	1,104	100.0%	620	100.0%	484	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

・おばあちゃん家 ・店 ・公園 ・いとこの家 ・電車 ・車の中 ・自分の部屋

質問6 あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れることが多いですか。(複数回答可)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
家にある	309	25.4%	172	25.1%	137	25.8%	3.7%	21.7%
買う(買ってもらう)	410	33.7%	184	26.8%	226	42.6%	▲3.9%	37.6%
学校図書室で借りる	264	21.7%	189	27.6%	75	14.2%	5.0%	16.7%
市の図書館で借りる	165	13.6%	105	15.3%	60	11.3%	▲0.2%	13.7%
地域の公民館図書室で借りる	15	1.2%	11	1.6%	4	0.8%	▲0.1%	1.3%
友だちなどに借りる	37	3.0%	15	2.2%	22	4.2%	▲5.1%	8.1%
その他	16	1.3%	10	1.5%	6	1.1%	0.7%	0.6%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.1%	0.1%
合計	1,216	100.0%	686	100.0%	530	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

・教室 ・おばあちゃん、親戚、いところもらう
・Kindleの読み放題的なプランで借りる

質問7 あなたが、本を読むのはどうしてですか。最もあてはまるものを1つ選んでください。(複数回答可)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
知らないことがわかるから	238	20.4%	140	21.6%	98	18.9%	0.3%	20.1%
感動できるから	127	10.9%	56	8.7%	71	13.7%	▲1.6%	12.5%
楽しいから	356	30.5%	184	28.4%	172	33.1%	▲0.5%	31.0%
友だちとの話題づくりになるから	75	6.4%	42	6.5%	33	6.4%	0.3%	6.1%
考える力がつくから	163	14.0%	100	15.5%	63	12.1%	▲0.1%	14.1%
勉強に必要だから	129	11.1%	81	12.5%	48	9.2%	1.4%	9.7%
その他	78	6.7%	44	6.8%	34	6.6%	0.4%	6.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.2%	0.2%
合計	1,166	100.0%	647	100.0%	519	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

・おもしろい ・暇つぶし ・自主学習に使える ・気になる
・何冊読むという目標がある ・どんな物語かわかる ・宿題のネタ
・夢中になる ・読むことで自分の想像する力が出る ・言われたから
・気になる本がある ・どのような本があるのか知れる ・心の支えだから
・お父さんに「本を読むと、国語ができるようになるよ」と言われた
・朝読書の時間があるから ・新しい感情がうまれるから ・読解力がつくから
・推理して謎を解くのが好きだから ・頭の栄養になると知ったから

質問8 あなたはどんなきっかけで、本を読むことが多いですか。(複数回答可)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
人にすすめられて	204	17.8%	98	16.1%	106	19.6%	▲2.2%	20.0%
図書館・学校図書室で見て おもしろそうだったから	258	22.5%	175	28.7%	83	15.4%	1.8%	20.7%
図書館・学校図書室の 推薦図書コーナーを見て	72	6.3%	53	8.7%	19	3.5%	2.2%	4.1%
本屋で見ておもしろそう だったから	261	22.7%	128	21.0%	133	24.6%	▲4.4%	27.1%
テレビやラジオで おもしろいと言っていたから	51	4.4%	21	3.4%	30	5.6%	▲2.0%	6.4%
インターネットで見て おもしろそうだったから	185	16.1%	61	10.0%	124	23.0%	3.4%	12.7%
新聞(子ども新聞含む)で 紹介されていたから	10	0.9%	8	1.3%	2	0.4%	▲0.4%	1.3%
雑誌で紹介されていたから	28	2.4%	16	2.6%	12	2.2%	▲0.4%	2.8%
その他	80	7.0%	49	8.0%	31	5.7%	2.5%	4.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.4%	0.4%
合計	1,149	100.0%	609	100.0%	540	100.0%	—	100.0%

質問9 本を読むのに電子書籍(しよせき)を利用しますか。

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
よく利用する	42	7.0%	19	5.8%	23	8.2%	▲2.5%	9.5%
たまに利用する	152	25.2%	94	28.9%	58	20.8%	6.7%	18.5%
めったに利用しない	130	21.5%	73	22.5%	57	20.4%	2.9%	18.6%
利用したことがない	280	46.4%	139	42.8%	141	50.5%	▲6.3%	52.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.7%	0.7%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問10 あなたは最近1か月間に、本を何冊読みましたか(電子書籍(しよせき)も含みます)。読んでいる途中でも1冊に入れてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
0冊	49	8.1%	28	8.6%	21	7.5%	2.8%	5.3%
1～2冊	236	39.1%	85	26.2%	151	54.1%	5.8%	33.3%
3～4冊	133	22.0%	76	23.4%	57	20.4%	▲3.0%	25.0%
5～6冊	65	10.8%	48	14.8%	17	6.1%	0.4%	10.4%
7～9冊	30	5.0%	22	6.8%	8	2.9%	▲3.0%	8.0%
10冊以上	91	15.1%	66	20.3%	25	9.0%	▲1.9%	17.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲1.0%	1.0%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問11 質問10で「1. 0冊」と答えた人にお聞きします。
その理由を教えてください。（複数回答可）

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査（総計） 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
クラブ活動で時間がない	8	9.9%	5	12.5%	3	7.3%	5.5%	4.3%
勉強や学習塾などで時間がない	5	6.2%	3	7.5%	2	4.9%	▲2.5%	8.7%
本を読む習慣がない	20	24.7%	9	22.5%	11	26.8%	▲5.7%	30.4%
読みたい本がない	22	27.2%	11	27.5%	11	26.8%	▲0.4%	27.5%
読みたい本が見つからない	17	21.0%	7	17.5%	10	24.4%	2.1%	18.8%
その他	9	11.1%	5	12.5%	4	9.8%	1.0%	10.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	81	100.0%	40	100.0%	41	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・読みたくない ・めんどくさい
- ・趣味に時間を使いたい

質問12 今までの学校での読書活動（「朝読書」「読書の時間」「ビブリオバトル」などのこと）をきっかけとして、本を読む時間や回数が増えましたか。

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査（総計） 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
増えた	161	26.7%	68	20.9%	93	33.3%	▲1.6%	28.2%
やや増えた	182	30.1%	102	31.4%	80	28.7%	▲2.2%	32.3%
かわらない	214	35.4%	119	36.6%	95	34.1%	1.3%	34.2%
やや減った	13	2.2%	9	2.8%	4	1.4%	0.7%	1.5%
減った	16	2.6%	12	3.7%	4	1.4%	0.7%	2.0%
一斉読書をしたことがない	18	3.0%	15	4.6%	3	1.1%	2.0%	1.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.9%	0.9%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問13 あなたは、読んだ本について家族や友達と話し合ったり、すすめたりしていますか。

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査（総計） 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
はい	277	45.9%	161	49.5%	116	41.6%	0.6%	45.3%
いいえ	327	54.1%	164	50.5%	163	58.4%	0.1%	54.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.7%	0.7%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問14 あなたは、人に紹介（しょうかい）したい本や、大切にしている本はありますか。

主な記述

- ・あかるい花束
- ・「のび太」という生き方
- ・君たちはどう生きるか
- ・超短編小説で読む47都道府県旅する54字の物語
- ・あの花が咲く丘で君とまた出会えたら
- ・ライ麦畑でつかまえて
- ・君の臍臓を食べたい
- ・夢をかなえるゾウ
- ・真相をお話しします
- ・薬屋のひとりごと

質問15 あなたは、市の図書館に行きますか。

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
よく行く	67	11.1%	46	14.2%	21	7.5%	1.5%	9.6%
たまに行く	297	49.2%	165	50.8%	132	47.3%	▲4.3%	53.5%
行かない	240	39.7%	114	35.1%	126	45.2%	3.2%	36.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.4%	0.4%
合計	604	100.0%	325	100.0%	279	100.0%	—	100.0%

質問16 質問15で「3. 行かない」と答えた人にお聞きします。あなたが、市の図書館に行かない理由を次の中から選んで下さい。(複数回答可)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
場所がわからない	63	19.2%	39	24.5%	24	14.2%	5.7%	13.5%
遠いので1人で行くことができない	87	26.5%	43	27.0%	44	26.0%	0.8%	25.7%
クラブ活動や学習塾などで時間がない	58	17.7%	24	15.1%	34	20.1%	▲0.4%	18.1%
家族や友人に誘われることがない	67	20.4%	27	17.0%	40	23.7%	4.8%	15.7%
その他	53	16.2%	26	16.4%	27	16.0%	▲10.6%	26.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.3%	0.3%
合計	328	100.0%	159	100.0%	169	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・興味がないから
- ・本屋で買うことが多く、売っている本の方が好みが多いから
- ・行くのが面倒だから
- ・時間がなくて行けない
- ・行くきっかけがない
- ・1人で行けない
- ・静かな場所だと集中できない
- ・遠くてめんどくさい上、電子書籍で十分
- ・欲しい本は買う

質問17 学校の図書室や市の図書館などで本を借りるとき、どのような本を借りますか。(複数回答可)

選択項目	総計		小学生		中学生		前回調査比	前回調査(総計) 構成比
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比		
小説・物語・伝記などの本	363	31.3%	167	24.6%	196	40.9%	▲4.7%	36.0%
学習に必要な、調べるための本	115	9.9%	61	9.0%	54	11.3%	2.1%	7.8%
料理やスポーツなど興味のある本	193	16.7%	113	16.6%	80	16.7%	2.5%	14.1%
理科・科学などの本	73	6.3%	56	8.2%	17	3.5%	0.5%	5.8%
美術、工作などの本	75	6.5%	59	8.7%	16	3.3%	1.7%	4.8%
仕事や職業など自分の将来に関する本	65	5.6%	41	6.0%	24	5.0%	▲1.4%	7.0%
マンガ	226	19.5%	146	21.5%	80	16.7%	▲1.1%	20.6%
その他	49	4.2%	37	5.4%	12	2.5%	1.0%	3.2%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲0.7%	0.7%
合計	1,159	100.0%	680	100.0%	479	100.0%	—	100.0%

その他・主な記述

- ・図鑑、絵本、動物に関するもの、歴史に関するもの、youtuberの本
- ・自分の趣味、読書感想文のネタになるもの
- ・借りない、本を借りたことがない

質問18 学校図書館や市立図書館への要望がありましたら、ご記入ください。（記述）

○特に多い意見・要望

- ・貸出期間の延長
- ・新しい本や映画化されるなど人気の本を早く入れてほしい
- ・本の種類（漫画・シリーズなど）を増やしてほしい
- ・（特定のジャンルの）本の冊数を増やしてほしい

○その他の意見・要望

- ・学校では教えてくれない大切なことシリーズを増やしてほしい
- ・1か月に1回お話会の機会を作してほしい
- ・家の近くに図書館が欲しい
- ・集英社みらい文庫という会社の本がほしい
- ・図書館では静かにしてほしい
- ・ビブリオバトルの大会を図書館で行ってほしい

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日号外法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財務上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三

十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するための

マラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 羽生市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(令和2年教育委員会告示甲第9号)

(趣旨)

第一条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、羽生市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定し、及び評価するため、羽生市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 児童福祉の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による市民

(報酬等)

第四条 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(任期)

第五条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第六条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月3日教委告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

5 第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定委員

	氏名	推薦団体等
◎	中村由美	羽生市教育研究会学校図書館研究部
	増田早苗	羽生市教育研究会学校図書館研究部
○	井上葉子	羽生市立図書館協議会
	川田奈穂子	羽生市保育連絡協議会
	清水浩美	NPO 法人羽生子育てサポート キャロット
	栞子敏行	羽生市民生委員・児童委員協議会

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

6 第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定経緯

開催年月日	審議内容
令和7年7月1日(火) ～令和7年7月22日(火)	アンケート調査 【対象】 ・小学校5年生 ・中学校2年生 ・高校2年生 ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園を利用している乳幼児の保護者
令和7年7月1日(火) ～令和7年7月22日(火)	関係機関調査 【対象】 ・市内小中高校 ・市内保育所(園)、認定こども園、幼稚園 ・公民館、図書館
令和7年8月26日(火)	第1回会議 ・正副委員長の選出 ・計画の概要について ・現況調査及びアンケートの集計結果について

開催年月日	審議内容
令和7年9月19日（金）	第2回会議 ・第4次羽生市子ども読書活動推進計画(素案)の検討について
令和7年10月16日（木）	第3回会議 ・第4次羽生市子ども読書活動推進計画（案）の検討について
令和8年2月4日（水）	第4次羽生市子ども読書活動推進計画策定

第4次羽生市子ども読書活動推進計画

(令和8年3月発行)

発行 羽生市教育委員会

担当 羽生市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒348-8601 羽生市東6丁目15番地

T E L : 048-561-1121

F A X : 048-561-6562